

薬第2963号
令和6年2月14日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

毒物劇物製造業・輸入業に係る申請について（通知）

毒物及び劇物による危害発生防止に係る監視指導 については、毒物劇物監視指導指針等に基づき御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室から下記のとおり事務連絡があり、本府の毒劇物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等業務に影響が生じることが予想されます。

つきましては、標記申請書類の提出は十分に余裕を持って行っていただきますよう、貴会（組合）員に周知くださるようお願いいたします。

記

- 毒劇物営業者登録等システムの切替えに伴う稼働停止期間等について

担当：大阪府健康医療部生活衛生室
薬務課麻薬毒劇物グループ
清原
電話 06-6941-9078（直通）
FAX 06-6944-6701